

令和3年9月10日

小山町長 池谷晴一様

オンブズマン小山町 代表 牧野恵一
事務局長 岩田和之
TEL080 - 9542 - 3617
住所 小山町用沢 613 - 4

湯船原地区新産業エリアのごみ処理費損害賠償請求問題について（公開質問状）

令和元年12月に湯船原地区新産業エリアから発見されたごみの処理費が約11億円不足することが判明しました。これ以前に掛かった処理費約20億円は事業協力会社である大和ハウスが負担したがこれ以上は負担しないとの約定であったので約11億円は町民の負担になってしまいました。

池谷晴一町長は、令和元年12月にごみ処理費11億円の不足を知ると、この事態になったのは、ごみの埋め立てを知りつつあえて地権者の瑕疵担保責任の条項を削除した契約書を作成し、ごみ処理費を町民の負担にさせた込山正秀前町長らに責任があるので賠償させる、と記者会見で発表しました。11億円は、1万8千人の小山町民、赤ちゃんからお年寄りまで、一人当たり6万円もの額になりますが、小山町役場の不正行為が原因の町民の損失であり、我々も決して不問に付すわけにはいきません。

ところが池谷町長は、自ら記者会見で意思表示したのにも拘らず、今日まで、損害賠償請求に向けた行動を起こしていません。損害賠償請求の訴訟費用を町議会が認めないのではないか、を懸念しているとの話が聞かれます。確かに損害賠償請求額が数億円となると、訴訟費用も数千万円になると思われれます。しかし、町民の損害額とこれを取り戻すための費用とでは歴然とした差があります。一刻も早い対応が求められています。

そして何よりも、この問題の本質は、民法を無視して町民に損害を与えた小山町行政の不正行為が問われているのであることを忘れてはならないと思います。残念ながら、この職場風土は今日現在も継続しています。

小山町民の多くが町政の正常化を期待して池谷町長を選んだのだと思います。オンブズマン小山町も同じ期待を持っているがゆえにお聞きします。

池谷町長自身が1年半前に町民に約束した「湯船原地区新産業エリアのごみ処理費損害賠償請求問題」にどのような方針で対応していくのか、文書でお考えをお示してください。

町が設けた業務検証委員会の結論に関わらず、公務員が犯した違法行為については池谷町長が刑事訴訟法上告発義務を負うのではありませんか。